

電気工事士法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○電気工事士法施行規則（昭和三十五年九年通商産業省令第九十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行						
<p>（やむを得ない理由） 第九条の八 法第四条の三の経済産業省令で定めるやむを得ない理由は、次のとおりとする。 一～五 （略） 六 前各号に掲げるもののほか、<u>経済産業大臣</u>がやむを得ないと認める事由があつたこと。</p> <p>（指定の申請） 第九条の九 法第四条の三の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。</p>	<p>（やむを得ない理由） 第九条の八 法第四条の三の経済産業省令で定めるやむを得ない理由は、次のとおりとする。 一～五 （略） 六 前各号に掲げるもののほか、<u>第九条の十に規定する経済産業大臣</u>が指定する者がやむを得ないと認める事由があつたこと。</p> <p>（定期講習） 第九条の九 法第四条の三の<u>自家用電気工作物の保安に関する講習</u>（以下「定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目に<u>応じて</u>。それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行うものとする。</p>						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">範 囲</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>自家用電気工作物の保安に関する法令</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>法令及びこの省令並びにその他関係法令の概要及び改正の内容</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>自家用電気工作物に係る電気工事に関する知識</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>一 自家用電気工作物に係る電気工事の施工方法の概要</p> </td> </tr> </table>	科 目	範 囲	<p>自家用電気工作物の保安に関する法令</p>	<p>法令及びこの省令並びにその他関係法令の概要及び改正の内容</p>	<p>自家用電気工作物に係る電気工事に関する知識</p>	<p>一 自家用電気工作物に係る電気工事の施工方法の概要</p>
科 目	範 囲						
<p>自家用電気工作物の保安に関する法令</p>	<p>法令及びこの省令並びにその他関係法令の概要及び改正の内容</p>						
<p>自家用電気工作物に係る電気工事に関する知識</p>	<p>一 自家用電気工作物に係る電気工事の施工方法の概要</p>						

(申請書及び添付書類)

第九条の十 前条の申請は、様式第五の七による申請書に次の各号に掲げる添付書類を添えて、指定を受けようとする日の四
月前までに、経済産業大臣に提出して行うものとする。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるもの（法第四条の三の指定を受けようとする者が当該申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合には、その設立時における財産目録又はこれらに準ずるもの）
- 三 申請の日を含む事業年度における事業計画書
- 四 法第四条の三の指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算書
- 五 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 六 法第四条の三の指定後五年間の同条の自家用電気工作物の

(定期講習の公示等)

第九条の十 法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者は、定期講習を実施する日時、場所その他定期講習の実施に関する事項をあらかじめ公示しなければならない。

2 前条及び前項に定めるもののほか、定期講習について必要な事項は、経済産業大臣が定める。

<p>自家用電気工作物に係る電気 工事に関する事故例</p>	
<p>因 自家用電気工作物に係る電気 工事に関する事故及びその原</p>	<p>二 自家用電気工作物に係る 電気工事に関する技術進歩 の内容</p>

- 保安に関する講習（以下「定期講習」という。）に係る業務（以下「定期講習業務」という。）の実施に関する計画書
- 七 次条第一項第一号イ及びロに掲げる事由に該当しないことを説明した書類
- 八 定期講習業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（指定の基準）

第九条の十一 経済産業大臣は、第九条の九の申請を行つた者が次の各号に適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

- 一 次に掲げる事由に該当しないこと。
- イ 第九条の二十一の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- ロ その業務を行う役員のうち法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者
- 二 職員、設備、定期講習業務の実施の方法その他の事項についての定期講習業務の実施に関する計画が、定期講習業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 三 前号の定期講習業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 四 法人であること。
- 五 定期講習業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて定期講習業務の適確な実施に支障を及ぼ

（新設）

すおそれがないこと。

2| 指定は、指定講習機関指定簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一| 指定年月日及び指定番号

二| 指定を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三| 定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地

3| 経済産業大臣は、法第四条の三の指定を受けた者（以下「指定講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定講習機関の名称等の変更の届出）

第九条の十二 指定講習機関は、第九条の十一第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、様式第五の八の指定講習機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定の更新）

第九条の十三 法第四条の三の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2| 第九条の九から第九条の十一までの規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第九条の十中「様式第五の七」とあるのは「様式第五の九」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

(承継)

第九条の十四 指定講習機関が当該指定に係る事業（以下「指定事業」という。）の全部を譲渡し、又は指定講習機関について合併若しくは分割（指定事業の全部を承継させるものに限る。）

があつたときは、指定事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により指定事業の全部を承継した法人は、指定講習機関の地位を承継する。ただし、指定事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により指定事業の全部を承継した法人が第九条の十一第一号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定講習機関の地位を承継した法人は、遅滞なく、様式第五の十による届出書に次の各号に掲げる添付書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 前項の規定により指定事業の全部を譲り受けて指定講習機関の地位を承継した者にあつては、その法人の定款及び指定事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 前項の規定により合併によつて指定講習機関の地位を承継した者にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書
- 三 前項の規定により分割によつて指定講習機関の地位を承継した法人にあつては、指定事業の全部の承継があつたことを証する書面、その法人の定款及び登記事項証明書

(定期講習実施の義務)

第九条の十五 指定講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により定期講習を行わなければならない

(新設)

(新設)

- 一 毎事業年度、各都道府県ごとにそれぞれ一回以上行うこと。
- 二 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる内容を同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。

科目	内容	講師	時間
自家用電気工作物の保安に関する法令	法令及びこの省令並びにその他関係法令の概要及び改正の内容	一 第一種電気工事士であつて、第一種電気工事士免状の交付を受けた後、第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。 二 電気事業法第四十四条第一項に規定する電気主任技術者免状（以下一	二時間

（定期講習）

* 旧第九条の九 法第四条の三の自家用電気工作物の保安に関する講習（以下「定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行うものとする。

科目	範囲
自家用電気工作物の保安に関する法令	法令及びこの省令並びにその他関係法令の概要及び改正の内容
自家用電気工作物に係る電気工事に関する知識	一 自家用電気工作物に係る電気工事の施工方法の概要 二 自家用電気工作物に係る電気工事に関する技術進歩の内容

<p>自家用電 気工作物 に係る電 気工事に 関する知 識</p>	<p>一 自家用電 気工作物に 係る電気工 事の施工方 法の概要</p> <p>二 自家用電 気工作物に 係る電気工 事に関する 技術進歩の 内容</p>	<p>電気主任技術者免 状」という。)の 交付を受けている 者であること。</p> <p>三 第十三条の七第 一号イ、ロ、ハ、 ニ又はトに掲げる 要件に該当する者 であること。</p> <p>一 第一種電気工事 士であること。</p> <p>二 電気主任技術者 免状の交付を受け ている者であつて 、電気主任技術者 免状の交付を受け た後、電気工作物 の工事、維持又は 運用に関する業務 に関し三年以上の 実務の経験を有す る者であること。</p> <p>三 第十三条の七第 一号イ、ロ、ハ、 ニ又はトに掲げる 要件に該当する者</p>	<p>二時間</p>
-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

<p>自家用電気工作物に係る電気 工事に関する事故例</p>	<p>自家用電気工作物に係る電気 工事に関する事故及びその原 因</p>
------------------------------------	----------------------------------------------

自家用電 気工作物 に係る電 気工事に 関する事 故例	自家用電気工 作物に係る電 気工事に関す る事故及びそ の原因	であること。	二時間
<p>一 第一種電気工事士であつて、第一種電気工事士免状の交付を受けた後、第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>二 電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>三 第十三条の七第一号イ、ロ、ハ、ニ又はトに掲げる要件に該当する者</p>			

- であること。
- 三 不正な受講を防止するための措置を講ずること。
 - 四 第二号の表の第二欄に掲げる事項を含む適切な内容の教科書及び視聴覚教材その他の教材（以下「教材等」という。）を用いること。
 - 五 教材等（視聴覚教材を用いる場合にあつては視聴覚教材を除く。）は、受講者に配布すること。
 - 六 講師は、講義中にされた講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
 - 七 一の定期講習の受講者の数は講師一人につきおおむね二百人以下であること。
 - 八 次条第一項の規定により届け出た同項に規定する定期講習業務規程を遵守すること。
 - 九 定期講習の受講手数料が、定期講習業務の適正な実施に必要と認められる額であること。
 - 十 定期講習の受講手数料は全国的に統一して定めること。
 - 十一 定期講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が定期講習業務と誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。
- 2 指定講習機関は、定期講習終了後、第一種電気工事士免状の所定欄に受講年月日及び受講場所を記載し、並びに指定講習機関の認印等を付さなければならない。
 - 3 指定講習機関は、毎事業年度、各都道府県において予想される受講を希望する第一種電気工事士の受講の機会を確保するよう努めなければならない。

4 | 経済産業大臣は、指定講習機関が行う講習が第一項各号の基準に適合していないと認めるとき、又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該指定講習機関に対し、定期講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(定期講習業務規程)

第九条の十六 指定講習機関は、定期講習業務に関する規程（以下「定期講習業務規程」という。）を定め、様式第五の十一による届出書に当該届出に係る定期講習業務規程を添えて、当該業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときは、様式第五の十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 | 定期講習業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めておかなければならない。

- 一 定期講習の申込方法、実施場所、実施体制その他定期講習の実施の方法に関する事項
- 二 定期講習の受講手数料及び収納の方法に関する事項
- 三 不正受講の防止及び不正受講者の処分に関する事項
- 四 科目別担当講師の選任及び解任に関する事項
- 五 定期講習業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 六 定期講習業務の内容に係る訂正に関する事項
- 七 その他定期講習業務の実施に関し必要な事項

3 | 経済産業大臣は、第一項の規定による定期講習業務規程が定期講習業務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないとき

(新設)

認めるときは、指定講習機関に対し、定期講習業務規程を変更すべきことを勧告することができる。

(指定事業の廃止)

第九条の十七 指定講習機関は、指定事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一年前までに、様式第五の十三による届出書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(新設)

(定期講習の実施計画)

第九条の十八 指定講習機関は、毎事業年度開始前に（法第四条の三の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の定期講習の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、様式第五の十四による届出書に当該届出に係る実施計画を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

2 実施計画においては、定期講習の日程、募集人員、実施場所、科目別時間数、定期講習業務の実施に係る収支計画その他定期講習の実施に関し必要な事項を定める。

(定期講習受講者等の報告)

第九条の十九 指定講習機関は、事業年度経過後遅滞なく、様式第五の十五の定期講習結果報告書に、受講者の氏名、生年月日及び第一種電気工事士免状の免状番号並びに講習修了の年月日を記載した受講者一覧表を添え、経済産業大臣に提出

(新設)

しなければならない。

2| 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した定期講習業務に關し、次の事項について經濟産業大臣に報告しなければならない。

- 一 定期講習の実施の日時、場所、受講者数並びに科目別担当講師の氏名及び略歴
- 二 定期講習に用いた教材等
- 三 定期講習業務の実施に係る収支決算
- 四 その他必要な事項

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第九条の二十 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2| 定期講習受講者その他の利害關係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

(新設)

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（指定事業の取消し等）

第九条の二十一 経済産業大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（新設）

- 一 第九条の十一第一項第一号に適合しなくなつたとき。
- 二 第九条の十一第三項、第九条の十五第三項又は第九条の十六第三項の規定による勧告に従わなかつたとき。
- 三 第九条の十二、第九条の十四第二項、第九条の十六第一項、第九条の十七又は第九条の十八第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第九条の十九第一項、第二項又は次条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第九条の二十第一項の規定に違反したとき。
- 六 正当な理由がないのに第九条の二十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 七 第九条の二十三第二項の規定による公示を行わなかつたとき。
- 八 不正の手段により法第四条の三の指定を受けたとき。

(報告の徴収)

第九条の二十二 経済産業大臣は、定期講習の実施に必要な限度において、指定講習機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(公示等)

第九条の二十三 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

(新設)

(新設)

<p>法第四条の三の 指定をしたとき</p>	<p>一 指定年月日 二 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 三 定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地</p>
<p>第九条の十二の 規定による届出 があつたとき。</p>	<p>一 変更年月日 二 指定講習機関の名称及び住所 三 変更する事項</p>
<p>第九条の十四第 二項の規定によ る届出があつた とき。</p>	<p>一 指定講習機関の地位を承継した年月日 二 指定講習機関の地位を承継された者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三 指定講習機関の地位を承継した者の名称及び住所並びに代表者の氏名 四 指定講習機関の地位を承継した者が定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地</p>
<p>第九条の十七の 規定による届出 があつたとき。</p>	<p>一 定期講習業務を廃止する年月日 二 指定講習機関の名称及び住所</p>
<p>第九条の二十一 の規定により指 定を取り消し、 又は定期講習事 又は定期講習事</p>	<p>一 指定を取り消し、又は定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 二 指定講習機関の名称及び住所</p>

業の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 定期講習事業の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた定期講習事業の範囲及びその期間

2 指定講習機関は、定期講習を実施する日時、場所その他定期講習の実施に関する事項をあらかじめ公示しなければならない。

(定期講習の細目)

第九条の二十四 第九条の九から前条までに定めるもののほか、定期講習について必要な事項は、経済産業大臣が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年六月十五日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正前の電気工事士法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令第一条の規定による指定を受けている者については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第三条 この省令の規定による改正後の電気工事士法施行規則の規定により、法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定

(定期講習の公示等)

*旧第九条の十 法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者は、定期講習を実施する日時、場所その他定期講習の実施に関する事項をあらかじめ公示しなければならない。

(新設)

*旧第九条の十 (略)

2 前条及び前項に定めるもののほか、定期講習について必要な事項は、経済産業大臣が定める。

する者が行う同条の自家用電気工作物の保安に関する講習は、平成二十五年四月一日から行うものとする。

(検討)

第四条 経済産業大臣は、この省令の施行後おおむね五年以内に、この省令による改正後の電気工事士法施行規則第九条の十から第九条の二十三までの規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときには、必要な措置を講ずるものとする。

○電気工事士法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令（平成十三年経済産業省令第四百十七号）

<p style="text-align: center;">改 正</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>題名 電気工事士法第七条第一項に規定する経済産業大臣が指定する者を定める省令</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>題名 電気工事士法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令</p> <p style="text-align: center;">(指定講習機関)</p> <p>第一条 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号。以下「法」という。）第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者として次の者を指定する。</p>
<p style="text-align: center;">名 称</p>	<p style="text-align: center;">主たる事務所の所在地</p>

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第七条第一項に規定する経済産業大臣が指定する者として次の者を指定する。

名 称	一般財団法人電気技術者試験センター
主たる事務所の所在地	東京都中央区八丁堀二丁目九番一号

独立行政法人製品評価技術基構

東京都渋谷区西原二丁目四十九番十号

（指定試験機関）

第二条 法第七条第一項に規定する経済産業大臣が指定する者として次の者を指定する。

名 称	財団法人電気技術者試験センター（昭和五十九年八月一日に財団法人電気技術者試験センターという名称で設立された法人をいう。）
主たる事務所の所在地	東京都中央区八丁堀二丁目九番一号